

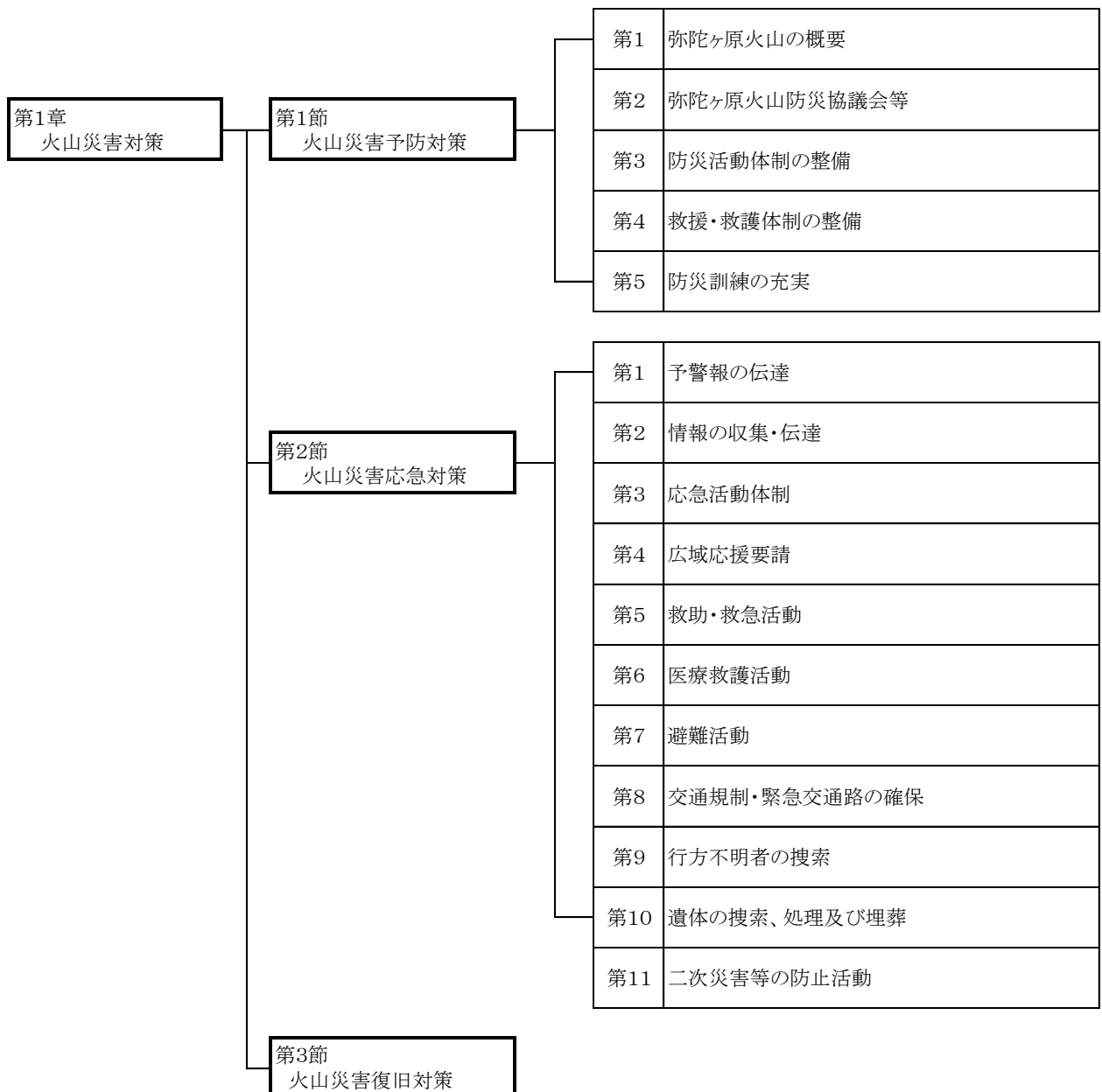
個別災害編

第1章 火山災害対策

本章では、活火山である弥陀ヶ原火山において、噴火等の火山現象に伴う被害を防止し、又は最小限にとどめるため、火山災害の特性を踏まえ、防災関係機関がとるべき対策を定める。

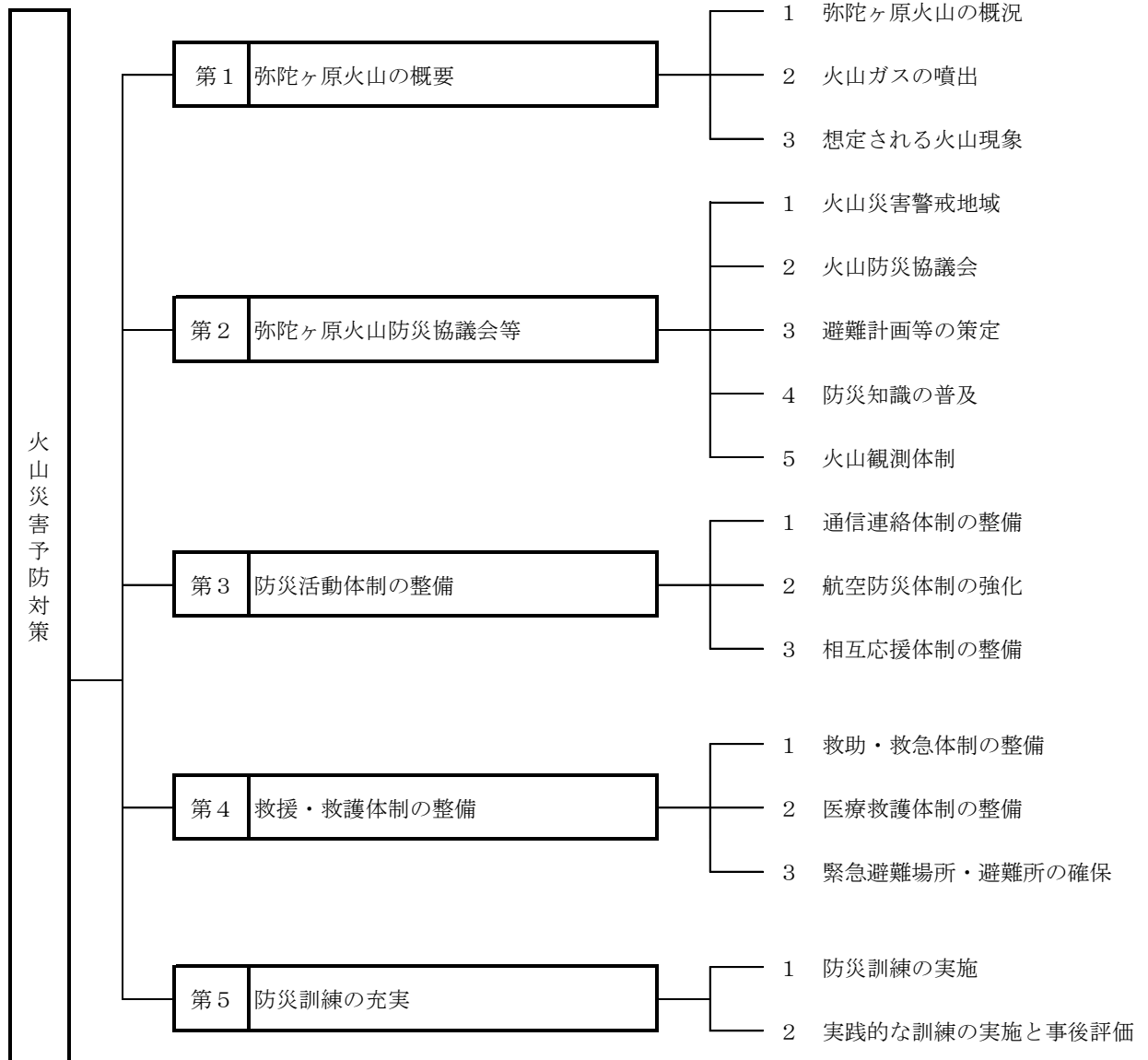
なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

計画の体系



第1節 火山災害予防対策

対策の体系



第1 弥陀ヶ原火山の概要

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」であると定義されている。

日本は環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しており、本県の弥陀ヶ原火山（立山火山と呼ばれることがある）は活火山とされている。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、弥陀ヶ原火山など3火山が追加され、これらの50火山は、気象庁により24時間体制での常時観測・監視が実施されている。

弥陀ヶ原火山は、年間100万人が訪れる観光地である立山黒部の中心的な観光スポットであり、住民のみならず観光客、登山者等を含む安全確保が重要である。

1 弥陀ヶ原火山の概況

弥陀ヶ原火山は、立山連峰の西側に形成された安山岩・デイサイトの成層火山で、約4万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去1万年以内の活動も、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると考えられる。

また、過去1万年以内の活動により、火山灰層が7層になっていることから、少なくとも7回の噴火が起きており、噴火口は地獄谷周辺や血の池地獄周辺、称名火口や大谷火口群などであったとみられる。現在、地獄谷周辺では活発な噴気活動がみられ、地獄谷周辺地下にキャップロックやガス溜りの存在が示唆されているほか、膨張性の地殻変動も観測されている。そのため、他の噴気活動がない地域と比べ噴火が発生する可能性は、最も高いと考えられる。

2 火山ガスの噴出

地獄谷では、火山ガス活動が活発であり、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、環境省において平成24年から地獄谷内の歩道を通行止めとしている。

また、地獄谷周辺の登山道（エンマ台～大日展望台）についても、風向きや天候によって火山ガスの濃度が高くなる場合があるため、通行の際は水で濡らしたタオルを口に当てるなどの対策を行い、注意をして通行することが必要である。

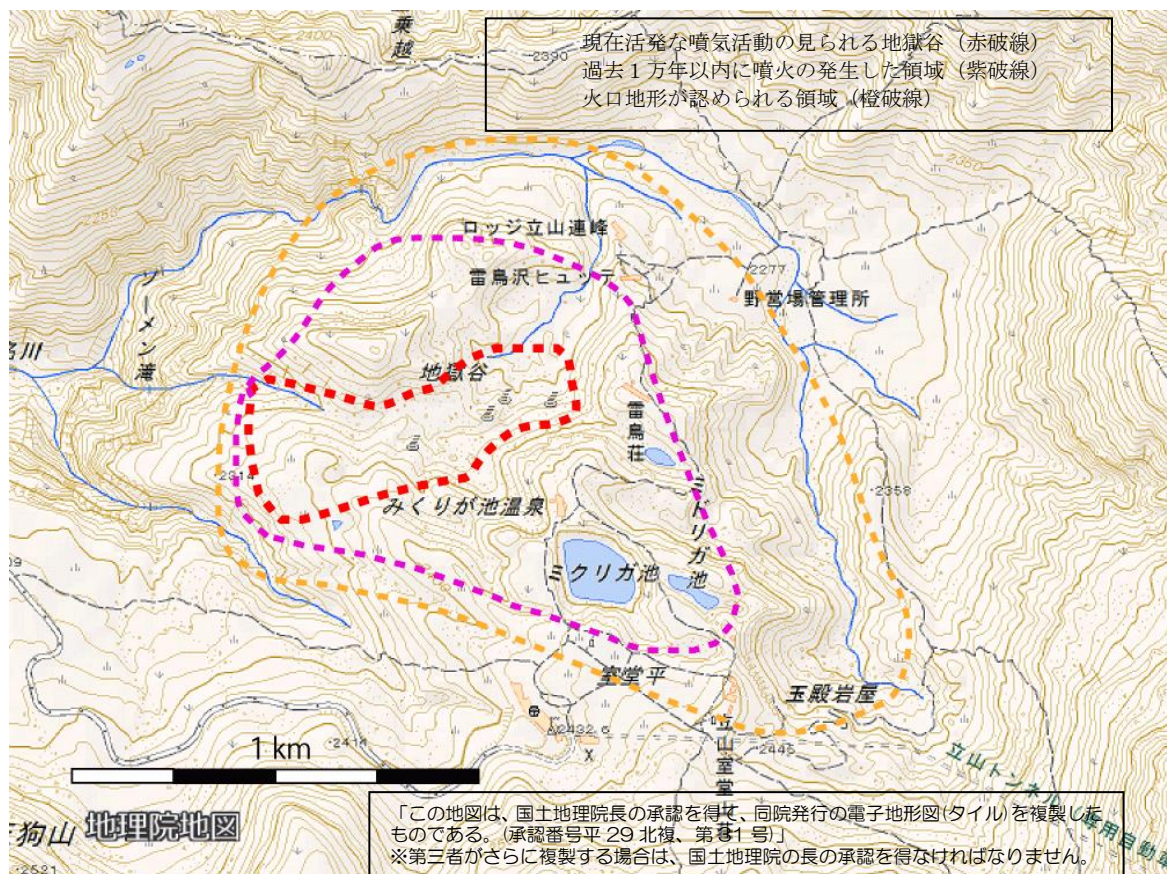


図 弥陀ヶ原 想定火口

表1 弥陀ヶ原 過去1万年以内の噴火活動 (石崎, 2017)

テフラ名	年代	推定噴火口	噴出量 (m ³)
Cテフラ	1,500年前以降(最新)	地獄谷西域(大安地獄周辺)	3.2万
Bテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	4.8万
Aテフラ	1,500年前以降	地獄谷西域(大安地獄周辺)	1.5万
第4テフラ	約2,500年前	地獄谷北域	260万
第3テフラ	約4,800年前	地獄谷北域と血ノ池地獄周辺	220万
第2テフラ	約7,800年前(上限値)	血ノ池地獄～リンドウ池周辺	380万
第1テフラ	約9,300年前(上限値)	地獄谷北西域(称名火口周辺)	64万

3 想定される火山現象

大きな噴石

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんど無く、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火口から吹き飛ばされた直径 50 c m以上の岩石が全方向に弾道を描いて飛散する現象。
- ・大きさによっては、建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力がある。

火砕流・火砕サージ

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火砕流は、火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。
- ・火砕サージは火砕流の先端や周辺で発生する火山灰等の流れ。

火口噴出型泥流

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・山体内から高温水が噴き出し流下する現象。

融雪型火山泥流

- ・噴火と同時に発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
- ・火口から噴出した熱水が、周辺の雪や土砂を巻き込みながら流下する現象。
- ・高速で遠方まで流下することがある。

降灰（小さな噴石含む）

- ・噴火とほぼ同時に発生し、風向や風速により影響範囲は変化する。
- ・風により運ばれた火山灰により、健康被害、交通麻痺、農作物被害など広く社会生活に影響を及ぼす。

降灰後の降雨による土石流

- ・火山灰等が堆積した流域において降雨に伴い発生し、谷や沢に沿って流下する現象。
- ・噴火後は数年にわたって発生しやすくなる。

火山ガス

- ・火口や噴気孔から噴出されるガス。通常はその 90%以上が水蒸気で、二酸化炭素、硫化水素などがそれに続く。マグマに溶けていたもの、地下水などに由来するものも含まれる。
- ・マグマの活動が高まるとマグマ起源のものが増え、噴火前に塩化水素や二酸化硫黄の濃度変化が観測される場合がある。地下深部でマグマに溶解するガス成分は気泡になって、マグマの上昇や爆発の原因となる。

第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等

1 火山災害警戒地域（県危機管理局、市町村）

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本県の警戒地域は次のとおりである。

火山名	火山災害警戒地域	
	県	市町村
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町

2 火山防災協議会（各防災関係機関）

県及び市町村は、弥陀ヶ原火山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、弥陀ヶ原火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体等検討に必要な者を加える。

さらに、火山専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。

協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- ・弥陀ヶ原に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- ・富山県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ・富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ・上記に掲げるもののほか、弥陀ヶ原火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項
- ・その他必要と認められる事項

3 地域防災計画に定める事項等（市町村）

市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会が定める避難計画や弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成するほか、次の事項について市町村地域防災計画に定めるものとする。

- ・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
- ・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
- ・噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- ・避難場所及び避難経路に関する事項
- ・火山現象に係る避難訓練に関する事項

- ・警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地
- ・救助に関する事項
- ・その他必要な警戒避難体制に関する事項

4 防災知識の普及（県危機管理局、県生活環境文化部、市町村）

県及び市町村は、火山災害に関するリーフレットや資料の配布、有識者による研修等の実施により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

また、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、登山を計画する者に対し、登山届等の積極的な提出について周知・啓発を図るものとする。

5 火山観測体制（気象庁）

弥陀ヶ原火山における気象庁の観測機器は以下の表のとおりである。気象庁はこれらの観測機器を整備し、平成28年12月1日より、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加し、火山性地震、火山性微動、火山体の変形に伴う地殻変動、噴気等の表面現象の状態を観測している。

なお、地震回数、噴気の高さ、監視カメラの映像等の観測データは、気象庁のホームページに掲載し公表している。

※火山性地震・・・マグマの動きや熱水の活動等に関連して、火山体の中やその周辺で発生する地震

※火山性微動・・・火山性地震に比べ、震動の継続時間が長いもの

観測点名	観測機器
室堂平	地震計、傾斜計、空振計
炎高山	地震計
芦峠	監視カメラ
紺屋橋上部	G N S S

（参考）火山の機動観測について

気象庁は必要に応じて観測班を編成し機動観測を実施するが、調査観測と緊急観測に区分される。

調査観測は、火山の状態の定期的な把握、火山及びその周辺における火山の噴出物の状態等や火山に付随する現象の把握、及び適切な火山情報の発表に資するための火山活動の調査を目的に行う。

緊急観測は、火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に当該火山の観測の実施を強化することを目的に行う。

第3 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章 第4節 第4 通信連絡体制の整備」によるほか、県は弥陀ヶ原火山防災協議会を構成する防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助体制の確立を図るため、被災者に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

「風水害編第1章第4節 第7 航空防災体制の強化」参照

3 相互応援体制の整備（県各部局、各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節 第8 相互応援体制の整備」参照

第4 救援・救護体制の整備

1 救助・救急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、市町村）

「風水害編第1章第5節第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」参照

2 医療救護体制の整備

「風水害編第1章第5節第2 医療救護体制の整備」参照

3 緊急避難場所・避難所等の確保

「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保」及び「同 2 市町村等の避難計画」によるほか、市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会での協議を踏まえ、活火山法第6条第1項第5号に規定する施設（以下「避難促進施設」という。）をあらかじめ指定し、日頃から観光客、登山者等へ周知するものとする。

また、市町村が個別に指定する避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表を行うものとする。なお、前記計画を策定後、避難訓練を実施し避難確保計画の実効性や訓練の状況などを市町村に報告するものとする。

市町村は避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めるものとする。

県は、火山防災対策として市町村が行う安全施設等の整備に対し必要な支援を行うものとする。

第5 防災訓練の充実

応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

1 防災訓練の実施（各防災関係機関）

県、市町村、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価（各防災関係機関）

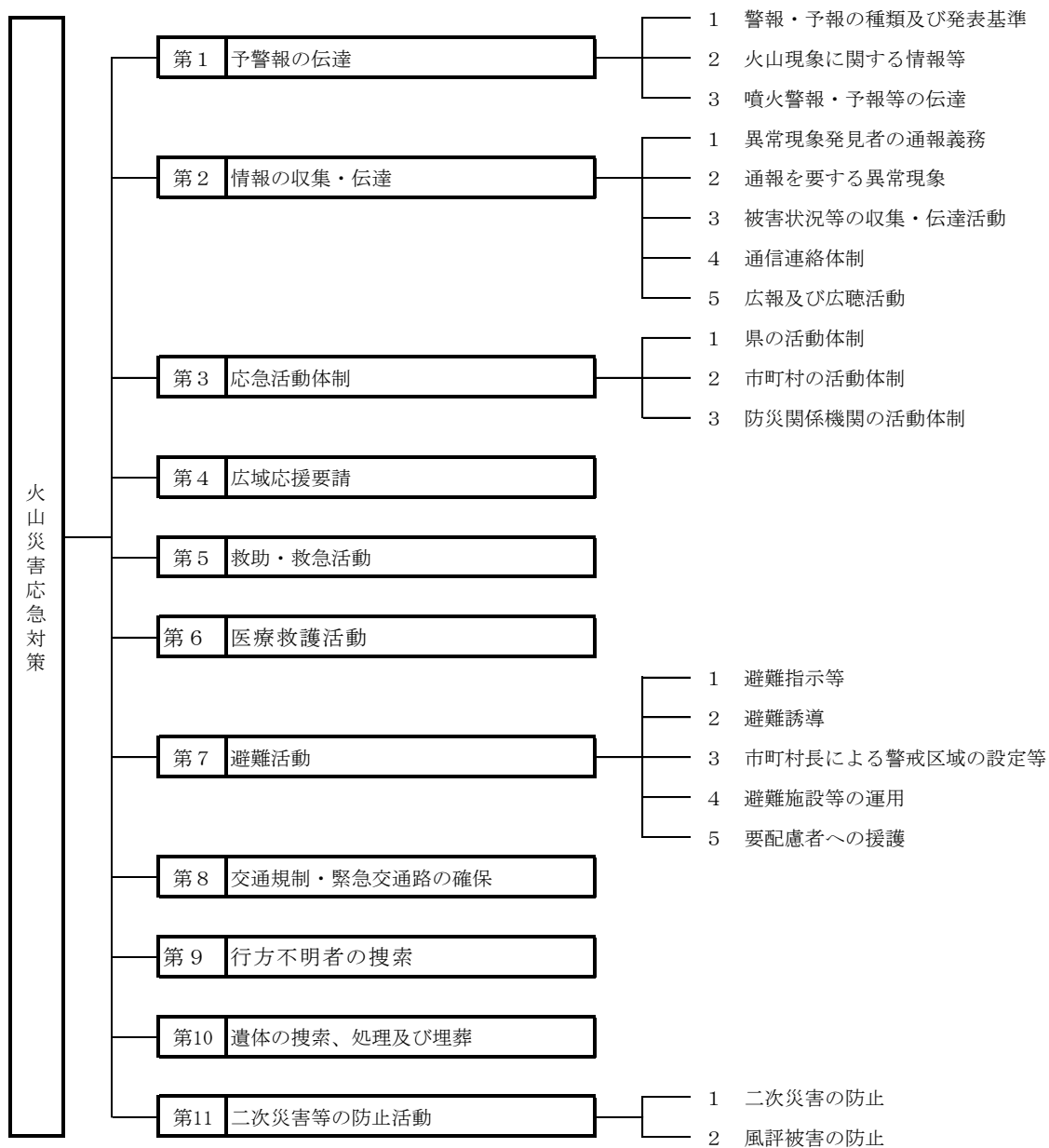
(1) 県、市町村及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

(2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 火山災害応急対策

火山の噴火等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び観光客や登山者等への周知徹底を図るとともに、災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護活動を行うものとする。



第1 予警報の伝達

1 警報・予報の種類及び発表基準（気象庁）

気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難指示等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。

なお、観光客、登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に影響しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に影響しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 ・警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となることがあります。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。 【過去事例】 明確な記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。

注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。

最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。

(2) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（注2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

(3) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

2 火山現象に関する情報等（気象庁）

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるかと判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に

関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（2）噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生をお知らせする情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合も発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

（3）火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

（4）月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

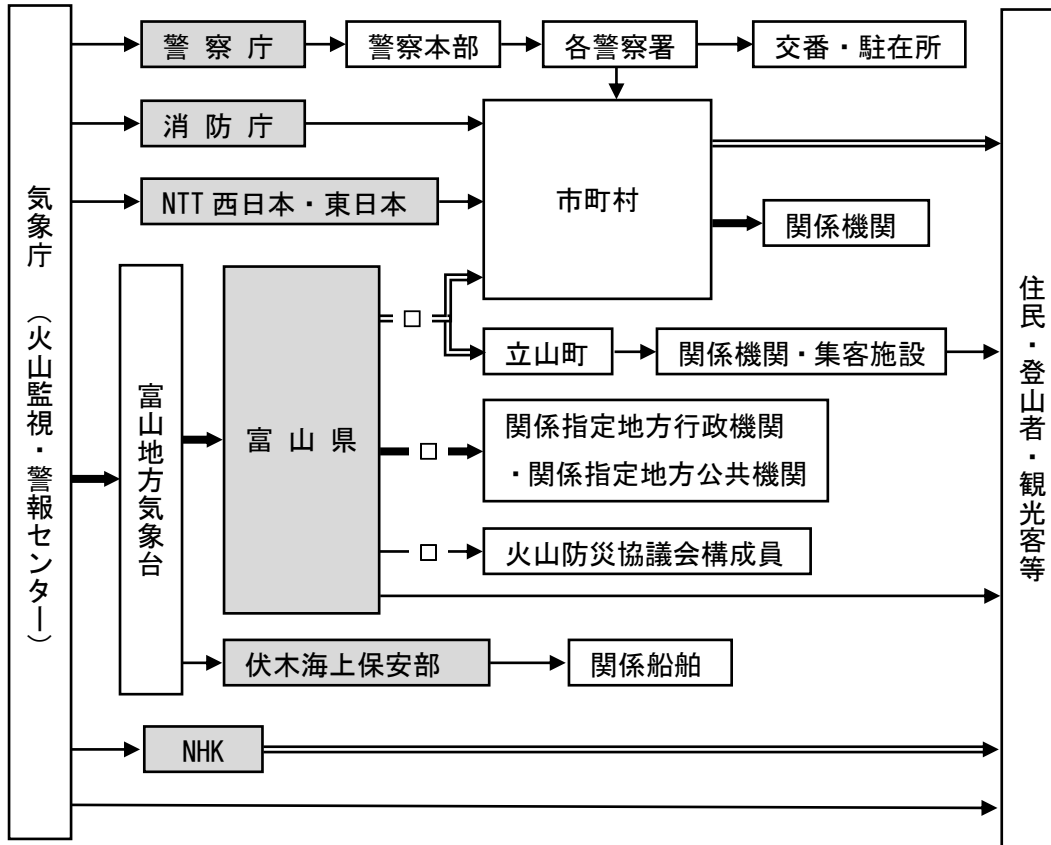
（5）噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

3 噴火警報・予報等の伝達（県危機管理局、市町村、各関係機関）

弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。

噴火警報等伝達系統図



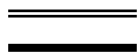
(凡例)



気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。



気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。



活動火山対策特別措置法第12条によって、警報、特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。



富山県総合防災情報システム

なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。

- ・噴火警報
- ・噴火予報
- ・降灰予報
- ・火山ガス予報
- ・火山の状況に関する解説情報（臨時）
- ・噴火速報
- ・火山活動解説資料

第2 情報の収集・伝達

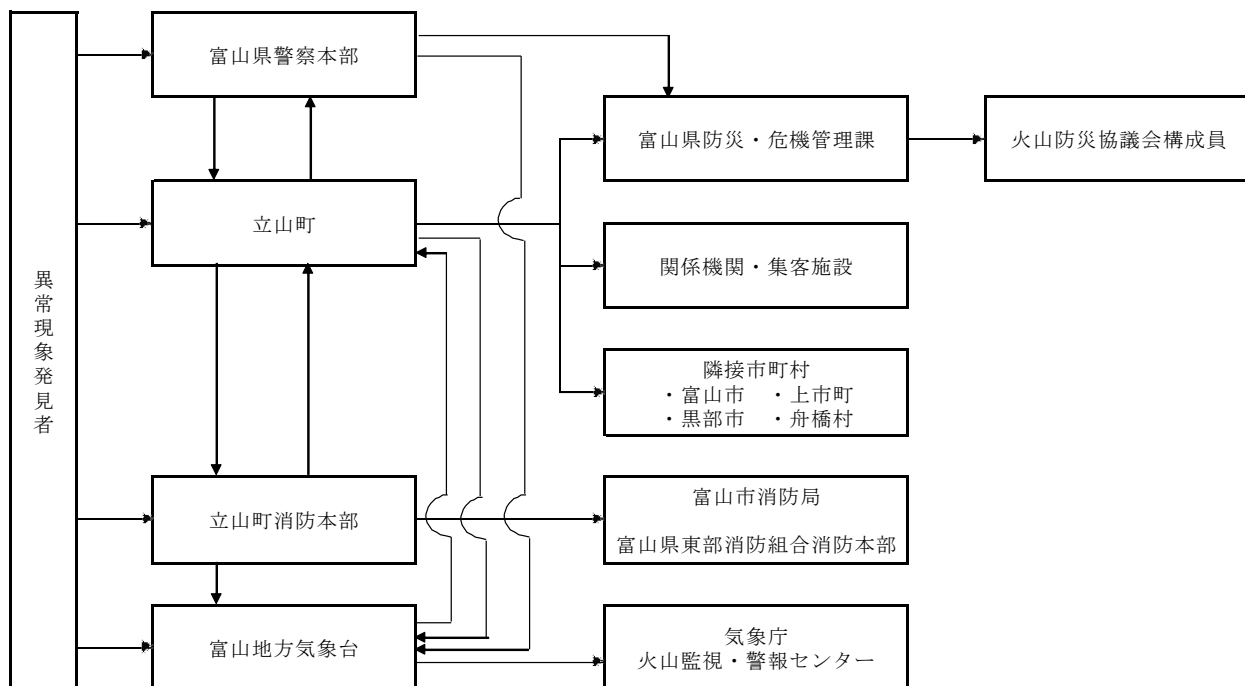
県、市町村及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令系統を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

1 異常現象発見者の通報義務（県警察本部、市町村）

弥陀ヶ原火山に関する次項の異常現象を発見した者は、直ちに市町村長、警察官、町消防本部のいずれかに通報するものとする。なお、これにより難しい場合には、富山地方気象台に通報する。

通報を受けた市町村長又は警察官は、その内容を異常現象伝達系統図により速やかに関係機関へ連絡するものとする。

異常現象伝達系統図



※1 通報のあった異常現象の真偽については、気象庁火山監視・警報センターが、必要に応じて火山専門家に相談のうえ判断する。

※2 異常現象の真偽の結果は、気象庁火山監視・警報センターから富山地方気象台を通して立山町に連絡され、立山町から異常現象伝達系統図により関係機関に周知される。

2 通報を要する異常現象

- (1) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰等
- (2) 火山地域での火映、鳴動の発生
- (3) 火山地域での地震の群発
- (4) 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、沈没等の形成の変化
- (5) 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化、硫黄の燃焼等
- (6) 火山地域での湧泉の新生、枯渇又は量、味、臭、色、温度、濁度の異常等顕著な変化
- (7) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大、あるいは移動及び草木の立枯れ等
- (8) 火山付近の湖沼、河川の水の量、臭、色、濁度、気泡量等顕著な変化、温度の上昇、魚類等の

3 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第1 被害状況等の収集・伝達活動」によるほか、弥陀ヶ原火山防災協議会構成員において情報の共有を図るものとする。

4 通信連絡体制

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第2 通信連絡体制」によるほか、山岳地においては情報の収集・伝達が困難になることを踏まえ、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話など多様な手段により、情報の収集及び伝達に努めるものとする。

5 広報及び広聴活動

「風水害編第2章第4節情報の収集・伝達第3 広報及び広聴活動」によるほか、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報等を適切に提供するものとする。

第3 応急活動体制

火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、県、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。

1 県の活動体制（県危機管理局）

（1）非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 各課 2～3名程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備	① 火口周辺警報（レベル2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の約3分の1程度 各課 3～4名程度 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。

第3 非常配備	① 火口周辺警報（レベル3）又は噴火警報（レベル4又は5）により、火山災害が発生すると予想される時又は発生したとき ② 知事（本部長）が必要と認めて当該配備を指令したとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に係る各課（班）全員があたる。
------------	--	----------------------------------

その他については、「風水害編第2章第3節応急活動体制第1 県の活動体制」による。

2 市町村の活動体制（市町村）

「風水害編第2章第3節第2 市町村の活動体制」参照

3 防災関係機関の活動体制

「風水害編第2章第3節第3 防災関係機関の活動体制」参照

第4 広域応援要請

「風水害編第2章第6節 広域応援要請」参照

第5 救助・救急活動

「風水害編第2章第7節 救助・救急活動」参照

第6 医療救護活動

「風水害編第2章第8節 医療救護活動」参照

第7 避難活動

1 避難指示等（市町村）

（1）一次避難

市町村長は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）が発表されたときは、警戒範囲内の観光客、登山者等に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。

また、突発的な噴火が発生した場合など、観光客、登山者等の生命及び身体保護に緊急を要すると認められるときは、避難を指示するものとする。

さらに、噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）が発表され、居住地域に及ぶような災害が発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。

なお、避難を指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難指示等の伝達体制により観光客、登山者等に伝達するものとする。

（2）二次避難等

市町村長は、一次避難後、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、避難者に対して最終的に安全な場所への避難を指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。

この場合、市町村長は、気象庁、県、県警察本部その他関係機関と十分協議するものとする。

2 避難誘導（県警察本部、市町村）

「風水害編第2章第9節第1 避難の指示等及び誘導」によるほか、市町村長は、火山噴火等により観光客、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などにに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

3 市町村長による警戒区域の設定等（県警察本部、自衛隊、市町村）

「風水害編第2章第9節第1 避難の指示等及び誘導」によるほか、市町村長は弥陀ヶ原火山防災協議会や火山専門家の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、火口周辺の立入規制や入山規制を行うものとする。

4 避難施設等の運用（市町村）

「風水害編第2章第9節第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用」によるほか、市町村は、あらかじめ避難促進施設の所有者又は管理者と協議・連携し、予警報の周知伝達、規制範囲外への避難誘導等を行うものとする。

5 要配慮者への援護（県危機管理局、県厚生部、市町村）

「風水害編第2章第9節第4 要配慮者への援護」参照

第8 輸送車両、船舶、航空機の確保

「風水害編第2章第10節第4 輸送車両、船舶、航空機の確保」によるほか、弥陀ヶ原火山周辺の交通施設の状況を踏まえ、立山有料道路を管理する富山県道路公社、立山駅から黒部湖駅に至る輸送手段を管理運営する立山黒部貫光(株)及び黒部ダム駅及び扇沢駅を管理する関西電力(株)黒四管理事務所に必要に応じて、協力を依頼する。

第9 行方不明者の捜索

「風水害編第2章第13節第2 行方不明者の捜索」参照

第10 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編第2章第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」参照。

第11 二次災害等の防止活動

1 二次災害の防止（気象庁）

気象庁又は富山地方气象台は、二次災害防止のため、弥陀ヶ原火山における火山ガスの噴出や降灰など想定される状況等を発災後も常時観測し、火山に関する警報・予報等を速やかに発表するものとする。

2 風評被害の防止（県関係部局、市町村）

県、市町村及び観光関係団体は、報道機関と連携し、自然に恵まれた景勝地である立山黒部アル

ペンルート並びにルート一带にある観光資源、近傍の山小屋等、観光施設の被害状況を的確に把握し、災害応急対策の状況や復旧状況等を収集し、積極的に広報することにより、風評被害の未然防止に努めるとともに、速やかなイメージの回復を図るものとする。

県及び市町村は正確な情報の把握に努めるとともに、誤情報の拡大の予兆が確認された場合には見解を公表し、風評被害の拡大・防止に努める。

第3節 火山災害復旧対策

「風水害編第3章 災害復旧対策」参照